**入札説明書**

**１　入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

　　入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札公告に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

　（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第１項各号のいずれかに該当しない者であること。

　（２）福島県森林整備業務等入札参加資格制限措置要綱（平成20年3月28日付け19森第9171号農林水産部長通知）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

　（３）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

**２　入札参加手続等**

　（１）設計図書等に対する質問は、福島県森林整備業務条件付一般競争入札実施要領第6条第3項の規定により森林整備業務条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第1号）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。

　（２）現場説明会は行わない。

**３　入札方法等**

　（１）入札は、本人又は代理人が出席して行う。

　（２）入札公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。

　（３）一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

　（４）入札書のあて先は、「福島県」と記載すること。

　（５）入札結果の公表及び方法について

　　　ア　入札結果の公表は、契約日から１週間以内に行う。

　　　イ　公表は福島県ホームページにおいて行う。

　（６）質問回答の確認について

入札公告が掲載されているホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書の提出を行うこと。

**４　入札参加資格要件等の審査に関する事項**

（１）落札候補者の入札参加資格要件等の審査

落札候補者が入札参加資格を有しているかの確認を開札日から起算して５日以内（休日を除く。）に行わなければならない。

（２）入札参加不適格の通知

落札候補者が入札参加資格を有していないことを確認した場合は、当該落札候補者に理由を付して条件付一般競争入札参加資格不適格通知書（様式第4号）により通知する。

（３）入札参加不適格理由の請求

ア　入札参加資格のない旨の通知を受けたものは、その理由について説明を求めることができる。

イ　アにより説明を求める場合には、通知を受けた日から起算して３日以内（休日を除く。）に書面により提出しなければならない。

ウ　イにより書面が提出されたときは、受理した日から起算して６日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（４）落札者の決定

落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに電話等確実な方法により通知する。

**５　入札保証金及び契約保証金**

　（１）入札保証金

　　　　福島県財務規則（以下「規則」という。）第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

　（２）契約保証金

　　　　規則第228条に基づき、落札者は契約代金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第229条第1項の規定に該当する場合は免除する。

**６　その他**

　（１）入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

　（２）契約は、別紙委託契約書（案）によるものとする。なお、契約の方法及び入札の条件、福島県森林整備業務条件付一般競争入札心得を熟知すること。

　（３）書類は原則としてＡ４判とすること。

　（４）提出書類に虚偽の記載をした場合においては、森林整備業務等入札参加資格制限を行うことがある。